

平成29年6月19日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターに  
おける記録等の管理不備に係る対応について（指示）」に基づく報告の  
再補正について

原子力規制委員会からの「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について（指示）」に基づき、平成29年1月30日に同委員会に提出した報告書について同年3月7日、4月11日に補正しました。（ホームページでお知らせ済み）

補正した報告書について対策を講じてきていますが、対策の運用状況等を踏まえ、更なる改善を図るため、これまでに報告した対策の品質保証の管理体制の強化について、責任所掌をより明確化することが必要であると判断し、報告書を再補正しました。

【補正の内容】

現行の報告書においては、各課の品質保証担当者を安全品質管理課の兼務者として配置し、組織としての品質保証を確保する体制とするとしている。

しかしながら、今回の事案は当該課の品質保証業務における意思決定（課長）に問題があったことから、各課に対する品質保証業務の責任所掌を安全品質管理課が一元的に行うこととし、記録等の作成や修正（改訂）、不適合事案の処置に対して適切に各課に実施させ、組織としての品質保証をより明確に確保する体制とする。

以上

（原子力規制委員会への提出資料）

[「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について（指示）（平成28年12月21日原規規発第1612212号）」に対する結果報告の補正について](#)